

PLAN-Bサービス総則規定

(適用関係)

第1条 株式会社PLAN-B（以下、「当社」という。）がお客様に提供する各種サービスの提供契約においては、このPLAN-Bサービス総則規定（以下、「総則規定」という。）及び後記の個別のサービス規定が重畳して適用されるものとします。総則規定と個別のサービス規定が矛盾抵触する場合には、個別のサービス規定の定めが優先するものとします。

(契約の成立と内容)

第2条 お客様から申込書をご提出いただくことにより、当社とお客様との間で当社サービスの利用に係る契約が成立します。当社が提出した見積書（文書の名称を問わず当社がサービスの内容とそれに対する対価を提示した文書であって、申込書において特定されているものを意味します。見積書を添付し、又は見積もり内容を掲載した電子メール・FAXを含みます。以下同じ。）の内容は、お申込み後はお客様と当社との契約内容を構成するものとします。お客様との口頭の合意や当社が提示したその他の文書と見積書の内容が矛盾抵触する場合には、見積書の内容が優先します。

(業務時間)

第3条 当社による作業及びお客様からの問い合わせ受付は、当社の営業時間内に行います。

(料金)

第4条 当社のサービスの料金及びお支払い条件は見積書に記載のとおりです。ただし当社が見積もりの際に前提としていたお客様からの御報告内容が異なったこと等により、サービスの実施のために大幅な変更作業が伴った場合は、当社はお客様に対し別途請求することができるものとします。各種サービスの料金に係る領収証は発行しておりません。お客様の送金の記録等をもって領収証に代えさせていただきます。支払い方法について各個別規定や業務条件書に定めがない場合には、別途当社が指定する銀行口座に送金して支払うものとします。送金手数料はお客様の負担とします。

(契約期間及び解約)

第5条 契約期間は見積書に記載のとおりとし、個別サービス規定に定める違約金を支払った場合のほかは、契約期間内は理由を問わず解約できません。

2 当社サービスに係る解約の通知方法は、kaiyaku@plan-b.co.jpに対する電子メール送信に限定されます。当社従業員への電話・告知・電子メール、当社への文書送付等は解約通知として効力を持たず、あとから電子メール送信によって解約が通知されたとしても、解約通知日は遡りません。解約通知においては通知人の名称及び対象契約が特定されていることが通知の有効要件とします。当社メールサーバーへの電子メールの到達時を通知時とみなします。

(サービスの解除)

第6条 お客様が次の各号の一に該当したときには、当社は、何ら催告することなくお客様との契約を解除することができ、かつ補償金として月間最大請求額（その定めが無い場合には解除までの月間請求実績金額のうち最大の額とし、従量制や成果報酬制ではない場合には月額料金相当額）の残契約期間分（残契約期間

に1月に満たない日数がある場合には1月に繰り上げる)を請求できるものとします。

- (1) 2回に及んでサービス料金の支払いを怠ったとき
- (2) 当社が指定した禁止行為を行った場合
- (3) 利用申込及び利用変更等で、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- (4) 契約に違反した場合で、当社が定める期間内にその事実を解消しない場合
- (5) お客様が不正又は不適切な利用を行ったと、当社が判断した場合
- (6) お客様の他の債務につき、保全処分、強制執行、競売又は破産の申し立てがあったとき
- (7) お客様又は当社が見積時に提示した前提事項・前提条件に相違又は違反があったとき

(秘密保持義務)

第7条 当社は、資料又はサーバーへのアクセス情報等各種サービスに係る情報を善良なる管理者の注意をもって管理保管し、サービス実施のため以外には使用してはならず、第三者に漏洩してはならないものとします。

(代理店)

第8条 代理店等第三者のために当社の各種サービスを再提供する者を介して最終需要者にサービスが提供される場合も、当社との契約は当該代理店等との間に成立します。最終需要者が当該代理店にサービスに係る費用を支払わない場合でも、当該代理店等は当社に対してサービス料金を支払う義務を負います。

(反社会勢力の排除)

第9条 当社及びお客様は、相互に、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)又は暴力団員等でなくなったときから5年を経過しない者に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間にわたって該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引きに関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社及びお客さまは、相手方が、前第2項の表明及び確約に違反した場合に

は、何らの催告をすることなく、相手方と締結したあらゆる契約を直ちに解除することができるものとします。

(契約不適合責任)

第10条 各種サービスにおける当社の業務が契約不適合責任の対象である場合、当社が修補や損害賠償の責任を負うのは、成果物の納品完了から1ヶ月が経過するまでに、お客様から当社に対して契約不適合の存在が通知された場合に限りません。

(損害賠償)

第11条 当社がお客様に損害を与えた場合には、その原因の如何を問わず、係る損害が当社の故意又は重過失に基づく場合のみ、賠償の責を負うものとします。賠償は月額最大請求額(月額最大請求金額の定めが無い場合には月額料金、月額料金の定めが無い場合には請負金額)の2ヵ月分を限度とします。

(管轄裁判所)

第12条 お客様と当社との間で発生した紛争に関しては、訴額に応じて、原告となる者の本店所在地を管轄とする地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社PLAN-B
制定：2013年9月1日
改訂：2023年4月14日